# くまもと再発見の旅 地域限定クーポン 取扱店舗 同意書

以下記載の全ての項目に同意する場合のみ、くまもと再発見の旅(全国版)地域限定クーポン事業の取扱店舗の加盟店登録申請ならびに加盟店登録を受けることができます。

本同意書を熟読の上、申請・登録の有資格店舗であることを確認した後に、加盟店申請の手続きを行うようお願い申し上げます。又、取扱店舗として登録を受けた後も、同意事項を遵守していただきますようお願い申し上げます。

#### 1. 行政への協力

- (1) 当店は、「くまもと再発見の旅」事業の期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 24 条第 9 項に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、熊本県からの要請があった場合には、それに従います。
- (2) 当店は、「くまもと再発見の旅」事業の期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。
- (3) 当店は、熊本県または(一社)熊本県観光連盟から委託を受けた事務局等が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。

## 2. ガイドラインに基づく感染防止対策取組の徹底

- (1) 当店は、該当する「業種別ガイドライン」の定める感染防止対策を遵守します。
- (2) 当店は、熊本県作成「感染防止対策チェックリスト」記載事項を遵守するとともに、熊本県感染防止対策 ステッカーを施設入口等に掲示します。
- (3) 当店は、「熊本県感染防止対策認証制度」への申請を行い、その認証を取得すると共に、認証取得後も感染拡大防止の努力を怠らず、誠実に対応いたします。また、認証の取消しを受けた場合は、既に受領した給付金額の返還など、県の指示に応じます。(飲食店のみ)

#### 3. 不正取引防止ならびに取扱店舗としての責任、情報提供等

- (1) 加盟店の参加登録資格の偽装や実態のない店舗ではありません。
- (2) 地域限定クーポンの自己取引、架空取引、虚偽報告は行いません。
- (3) 地域限定クーポンの偽造・悪用・濫用は致しません。
- (4)地域限定クーポンを使用できない商品・サービスに対して、地域限定クーポンでの支払いを受け付けません。
- (5) 地域限定クーポンを紛失・毀損等した場合、全て自己責任とします。
- (6)「くまもと再発見の旅」事業の実施期間中は取扱店舗として事業に参加し、真に止むを得ない事情がない 限り、自己都合による参加取消はいたしません。
- (7) 地域限定クーポンの使用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合は、自ら解決に努めます。
- (8) 地域限定クーポンの取扱に対して、熊本県や事務局からの改善要請や停止・延長依頼があった場合は、 それに従います。
- (9)店舗名・所在地・電話番号・FAX 番号・業種等の情報の公開(「くまもと再発見の旅」公式ホームページ への掲載や熊本県・事務局が制作するチラシへの掲載)について同意します。

## 4. 反社会的勢力ではないことの表明・確約

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員 又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、 理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当 な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以 下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではありません。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていません。
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していません。
- (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていません。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。
- (6) 上記(1)  $\sim$  (5) について、将来にわたっても該当しないことを確約します。

## 5. 地域限定クーポン取扱店舗の加盟対象外となる店舗ではないことの表明・確約

当店は、以下の店舗に該当しません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)の許可・届出の対象となる営業(同法第 33 条第 6 項の酒類提供飲食店営業を除く。)を営む店舗。
- (2)「地域限定クーポンの利用対象にならない商品等」(取扱要領の 1.(4)参照)に該当する商品等のみを取り扱う店舗。
- (3) カラオケ、ライブハウス等の店舗。(カラオケは、カラオケの機器を利用しないことが明確にされている場合はこの限りではない)

# 6. 地域限定クーポン取扱マニュアルの遵守

当店は、「くまもと再発見の旅 |事業における地域限定クーポン取扱マニュアルの内容を遵守します。

### 7. 個人情報の取扱について

当店は、熊本県からの同制度以外の目的による申請書類記載情報の利用について同意します。

#### 8. 参加登録の取消

当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、熊本県又は、〈まもと再発見の旅(全国版)地域限定クーポン事務局の指摘に適切に対応しない場合や取扱要領及び本同意書の同意内容に違反や虚偽があった場合、〈まもと再発見の旅(全国版)地域限定クーポン事務局により加盟登録が取り消されることに同意します。又、加盟登録が取り消された場合、換金前の地域限定クーポンの無効措置ならびに既に受領済みの給付金全額(精算済み地域限定クーポン相当額)について、返還することに同意します。